

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
Japan Sports Arbitration Agency

〒150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741 E-mail: info@jsaa.jp http://www.jsaa.jp

2013年8月5日

体協記者クラブ御中
JOC 記者会御中
文部科学記者会御中

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2013-005 号事案
仲裁判断の骨子について

2013年7月5日、「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁申立てがあり、7月8日、当機構は仲裁申立てを受理致しました。当機構は、事案の緊急性に鑑み、極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、緊急仲裁手続によることを決定しました。また、当機構は、事案に鑑み、3名の仲裁人によるスポーツ仲裁パネルを構成することを決定しました。仲裁人には、山岸和彦氏、小泉英郷氏、佐川明生氏が選定され、同年8月3日、審問が開催されました。同日、スポーツ仲裁パネルは、スポーツ仲裁規則第50条5項に基づき、仲裁判断を下しました。概要は、下記のとおりです。なお、同規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人および被申立人に送付致します。

記

○当事者

申立人：X

被申立人：日本ボッチャ協会（Y）

○事案の概要

YのXに対するアジア・オセアニア選手権大会における代表選手にXを選出しないとの決定を取消すこと等を求めた事案

○申立人の請求

- (1) Yが2013年5月14日ころ決定し、同日に申立人に対し通知した、2013年10月17日から同月26日までオーストラリア・シドニーで開催される、2013 Asia and Oceania Boccia Championships（アジア・オセアニア選手権大会、以下「本件競技会」という。）における代表選手にXを選出しないとの決定（以下「本件決定」という。）を取り消す。
- (2) Yは、Xを、本件競技会におけるクラスBC3の代表選手に決定せよ。
- (3) Yは、本件競技会における代表選手決定における選考理由及び選考過程を開示せよ。

(4) 仲裁費用は、Yの負担とする。

○判断

- (1) Yが2013年5月12日ころに決定し、同月14日に申立人に通知した本件決定を取り消す。
- (2) Yは、Xを、本件競技会における出場選手に決定せよ。
- (3) Xの請求(3)を却下する。
- (4) 申立料金5万円は、Yの負担とする。

○理由の要旨

別紙「仲裁判断の骨子」をご参照ください。

以上

仲 裁 判 断 の 骨 子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2013-005

申立人		X	
申立人代理人	弁護士	小野 毅	
	同	白石 美奈子	
	同	小林 理英	
被申立人		日本ボッチャ協会	
被申立人代理人	弁護士	松尾 友寛	
	同	小野 俊介	
	同	森 瑛史	

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- (1) 被申立人が2013年5月12日ころに決定し、同月14日に申立人に通知した2013年アジア・オセアニアボッチャ選手権大会（以下「本件競技会」という。）における出場選手に申立人を選出しないとの決定（以下「本件決定」という。）を取り消す。
- (2) 被申立人は、申立人を、本件競技会における出場選手に決定せよ。
- (3) 申立人の請求（3）を却下する。
- (4) 申立料5万円は、被申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第50条第5項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

- (1) 申立人は、被申立人が行った申立人を本件競技会における出場選手に選出しないとの決定の取消を求めている。
被申立人が2012年4月16日に発行したニューズレターでは2013年1月に開催される第14回日本ボッチャ選手権大会（以下「本件大会」という。）における上位成績者を25年度強化指定選手（国際大会派遣対象者）として示しているが、2013年における強化指定選手（国際大会派遣対象者）として被申立人から一般に公開されていた選考基準はこれが唯一のものと認められる。
この「第14回日本ボッチャ選手権大会における上位成績者を強化指定選手（国際大会派遣対象者）とする」が意味するところは必ずしも明確ではないが、少なくとも上記上位成績者（本件大会の参加者が16人である以上、上位成績者というためにはベスト

8以上となる必要がある。以下「上位成績者」という。)を強化指定選手とし、その者を国際大会派遣者とするか、またその者の中から国際大会派遣者を決定するとの意味を有するものと理解するのが自然と思われる。

そうであれば、被申立人は、基本的には本件大会における上位成績者の中から、国際大会派遣対象者を選出することが義務づけられると言うべきである。

もっとも、上位成績者の成績を凌駕することが明白な場合など、上位成績者以外の者を選出する合理的な理由が認められる場合には、例外的に、上位成績者以外から強化選手や国際大会派遣対象者を選出することも許されると考えるものであるが、その場合であっても、上位成績者以外の者を選出するときには、合理的な理由が明らかでなければならない。

- (2) 申立人が本件大会で優勝したことは、当事者間に争いのない事実である。そうすると、申立人は本件競技会出場選手の有力な候補であるが、被申立人は申立人を本件競技会出場選手にせず、A選手を本件競技会出場選手とした。A選手は、本件大会でベスト8に入っておらず、上位成績者には当たらない。申立人とA選手とを比較すると、上記の基準に従えば、申立人が選出され、A選手が選出されないのが原則である。申立人ではなくA選手を選出するのであれば、合理的な理由がなければならない。被申立人は、A選手を本件競技会出場選手として選んだ理由として、体力・コミュニケーション能力が優れていることを挙げるが、これらは申立人の過去の実績や被申立人も認める申立人の技術と知識を凌駕するほどの重要な要素とは認められない。そうすると、被申立人が、申立人を選出せずにA選手を選出したことに、合理的な理由は認められない。したがって、本件決定は取り消されるべきである。
- (3) 申立人が本件大会で優勝していること、選考合宿における試合でも他の選手に劣るとは認められないこと、及び、被申立人が申立人の技術・知識の高さを評価していることを考えると、申立人を、本件競技会出場選手に選出することが妥当と考えられる。そして、判断の緊急性を要する本件事案の解決のためには、被申立人に対して、申立人を本件競技会出場選手と決定することを命じるのが相当である。
- (4) 申立人は、被申立人に対して、代表選手決定における選考理由及び選考過程の開示を求めている。しかし、この請求は、競技団体等の行った決定を対象にしたものではないので、却下されるべきである。
- (5) 被申立人が適正な選考を行っていれば、申立人が本件申立てに及ぶことはなかったのだから、申立料金は被申立人の負担とする。
- (6) 以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは主文の通り判断する。

2013年8月3日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 山岸 和彦

仲裁人 小泉 英郷

仲裁人 佐川 明生

仲裁地：東京都